

告示

埼玉県告示第千四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
荻原医院	秩父郡横瀬町横瀬四三四六	令和二年七月三十一日
今城内科クリニック	所沢市緑町二―三―二一	令和二年七月三十一日
森谷歯科医院	草加市谷塚一―二―二九	令和二年七月十四日
ブレイブ薬局蔵店	蕨市中央三―二―二八斎藤ハイツ一階	令和二年八月二日
鈴木薬局第一団地店	上尾市小敷谷八八〇	令和二年八月九日
みどりの森薬局	入間郡三芳町北永井九九七―七	令和二年七月三十一日
遠藤薬局大桑店	加須市南大桑一六二三―一	令和二年七月三十一日
みなみ薬局寄居店	大里郡寄居町寄居八八―一―一	令和二年八月三十一日